

# 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の改正について

## 1 条例改正の趣旨

県では、三重県中小企業・小規模企業振興条例（以下、「条例」という。）を平成26年4月に施行し、本県経済をけん引し地域社会の持続的な形成及び維持に寄与する中小企業・小規模企業の重要性の認識のもと、三重県版経営向上計画の認定や人材育成・確保、事業承継への支援など、中小企業・小規模企業の振興に係る施策を総合的に推進しています。

しかしながら、条例の施行から5年が経過し、労働力不足や働き方改革、情報通信技術の進展、自然災害の頻発など、経済的社会的環境の変化により企業を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

こうした状況を踏まえ、支援施策の実施状況等について検証したところ、今後、企業を取り巻く新たな課題に的確に対応するためには、条例の規定を整備して施策をより体系的・効果的に展開していく必要があることから、条例の一部を改正するものです。

## 2 主な改正内容

### (1) 前文への追記

情報通信技術の進展や持続可能な社会の実現、新たな価値の創出など、経済的社会的環境に対する課題認識等について、前文に追記します。

### (2) 基本的施策の追加

#### ① 若者等の就職・定着の促進（第17条）

人材の育成・確保を図るため、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進及び外国人労働者の就労支援について新たに定めます。

#### ② 働き方改革の促進（第18条）

働き方改革に対応するため、ワーク・ライフ・バランスや従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備について新たに定めます。

#### ③ 新事業の創出（第20条）

新たな発想や技術を活用した新事業の創出を促進するため、人材育成や革新的な技術の普及について新たに定めます。

#### ④ 情報通信技術の活用（第23条）

情報通信技術を活用した生産性向上や経営の向上を促進するため、情報通信技術の導入やデータ利活用等について新たに定めます。

#### ⑤ 防災・減災対策の強化（第24条）

防災・減災対策を強化するため、事業活動の継続に係る事前計画の策定支援等について新たに定めます。

## 3 施行日

条例を施行するために、特段の準備や周知のための期間が必要ないことから、施行日は公布の日とします。

## 4 今後のスケジュール

12月 みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会への意見聴取

12月～1月 パブリックコメントの実施

2月 県議会2月定例会議へ議案提出